

平成24年2月14日

日本リハビリテーション医学会 会員各位

日本リハビリテーション医学会  
理事長 里宇明元

公益社団法人移行審査の経過ならびに代議員・役員選挙に関するご報告

会員の皆様には平素より学会運営にご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本医学会は公益社団法人への移行に向け、鋭意準備を進めてまいりましたが、このたび公益認定委員会による審査において、認定基準に適合とのご判断をいただくことができ、平成24年4月1日の登記に向けて順調に経過しております。

このことをご報告申し上げますとともに、代議員・役員選挙についての経過報告・役員選挙の今後の進めかた（資料1、2）ならびに学会活動の概要（資料3）と今後の方向性（資料4）についてお知らせいたします。会員の皆様におかれましては、添付の資料にお目通しのうえ、引き続き学会運営にご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

資料1. 新公益社団法人に向けての代議員および役員選任に係わるご説明

資料2. 新役員を選任に関する内規

資料3. Jpn J Rehabil Med 1月号 Editorial 「新しい年を迎えて」

資料4. 平成24年度事業方針（案）

平成24年2月14日

日本リハビリテーション医学会 会員各位

日本リハビリテーション医学会  
理事長 里宇明元

## 新公益社団法人に向けての代議員および役員選任に係わるご説明

会員の皆様には日頃より本医学会の運営につきましてご協力を賜り、感謝申し上げます。

本医学会は新公益社団法人移行に向け平成22年度から内閣府および学会の顧問会計士のご助言のもと、周到な準備を進めて参りました。公益社団法人への移行については定款作成およびその正確な運用等について、細部にわたり内閣府の確認と指導を受ける必要があり、事務局及び担当常任理事が随時、内閣府に赴いたり顧問会計士の助言を受けたりしながら、役員会でも経過の報告、必要な審議等を重ねてまいりました。その結果、平成23年6月3日の通常総会において、新公益社団法人の定款変更案（最終案）についてご承認いただきました。現在のところ、平成24年4月1日付で公益社団法人へ移行できる見込みとなっております。

公益社団法人に移行いたしますと、今までの全会員による通常総会に代わり、会員から選出された代議員（社員）による社員総会が学会運営に関する議決機関となります。また役員（理事・監事）につきましては、理事会が提案した役員候補者について、社員総会において一人ずつ信任を得ることにより新役員が選任されることとなります。

新代議員選出、新役員選任の予定につきましては、その方法を平成23年6月開催の通常総会でご説明し、また6月下旬に会員の皆様に郵送でお知らせしたところですが、その後役員選任の方法について大きな変更がございましたので、これまでの経過および今後の予定についてご説明させていただきます。会員の皆様におかれましては、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## 1、代議員選出について

すでに当初の予定通りに実施されております。すなわち、  
平成23年6月3日通常総会

「代議員選挙に関する規則・内規」を承認。

6月29日 代議員定数等、代議員選出に係わるルール of 公開（全会員に郵送）

7月12日 第1回選挙の在り方に関する検討委員会開催

代議員選挙に関する具体的な方法を検討し、役員会および選挙管理委員会に提案。

7月26日 平成23年度第3回理事会

各地方会からの推薦に基づき代議員選挙のための選挙管理委員を承認

8月1日 正会員台帳確認。それに基づき代議員選挙の有権者名簿作成。

8月19日 代議員選挙告示

9月10日 代議員選挙立候補者締切り

10月31日 地区ごとに候補者名簿・所信表明を会員に公示

12月2日 代議員選挙（郵送による投票締め切り）

12月7日 選挙結果の候補者への通知、学会HPに掲載

注意：この選挙で選出されたのは代議員予定者です。

公益社団法人登記日（平成24年4月1日予定）をもって、代議員予定者は自動的に代議員となります。

## 2、役員選出について

選出方法、日程について変更し、平成24年1月28日の役員会で日程・方法を最終決定いたしました。

### 【経緯の説明】

- 平成23年6月社員総会において平成24年1月頃、その後の会員へのお知らせにおいて2月上旬に、社員総会（注：正確には代議員予定者による会）を開催して新役員の選任、承認を行う。」と通知しておりました。これは、当初の内閣府からの、公益社団法人移行時（平成24年4月予定）には、新役員の名簿（新理事長名等を含む）が決定されている必要がある、という指導に基づいた計画でした。
- ところが、平成23年8月下旬に、新定款の運用に関し、内閣府に再度ご相談した際に、「公益社団法人移行時には新役員が決定されている必要はなく、むしろ申請時（23年10月予定）の役員名簿と移行時（24年4月予定）の役員が異なっていることは許されない。」というように、内閣府からの指導内容が大きく変更になりました。
- それを受けて、9月17日第4回理事会で対応を検討した結果、当初の予定通りの日程で新役員候補者を選出することし、その日程を1月28日と設定しました。予定通りの日程で行うことにした理由は下記の2つです。①新役員選出の日程をすでに会員全員に対し「1月頃（2月上旬）の予定」と通知していたことを尊重し、予定に近い現実的な日程を設定した。②学会として取り組むべき重要課題が多々ある中で、早めに新役員候補が決定されていれば、その後の役員会に新役員候補もオブザーバーとして出席していただくことで、公益社団へよりスムーズに移行しながら、学会運営を円滑に進めることが可能

になる。

- ・代議員立候補者に対し、11月上旬（10月31日に代議員選挙候補者名簿を公示した後）に、「平成24年1月28日に代議員総会（注：正確には代議員予定者の会）を開催し、新役員候補者選出のための選挙を行うこと」を通知しました。
- ・新役員候補者選出の方法に関しては、7月の選挙の在り方に関する検討委員会で提案された「電磁的方法は用いない」ことが9月の第4回理事会で承認されておりました。また顧問会計士より、「公益社団法人移行期であり、今回については他に規定等がない限り、原則として理事会の決定が優先される。但しその方法は民主的である必要があり、社員の大多数に異論がないことが望まれる」との助言を受けました。その段階では新役員候補者選出に関しての内規は定めていなかったもので、理事会において新役員候補者選出についての議論を行うこととし、11月26日第5回理事会において、1月28日における役員候補選挙の実施方法を審議・決定するとともに、選挙管理委員会に対し12月中旬（12月7日の代議員選挙結果の通知以降）の早い時期に、新役員候補者選挙の公示を行うように依頼しました。それと同時に第5回理事会で決めた選挙方法を、選挙の在り方検討委員会を含め各方面の方にご説明いたしました。
- ・その過程で、「公益法人移行の段階で新役員名簿を用意する必要がなくなったのであれば、1月28日に役員候補者選出のために全国の代議員予定者が一同に会して選挙を行うことは、妥当か。特に地方の会員の負担、不利益が生じないか」というご意見をいただき、理事長として、このような声に対し、十分な検討を行わないまま、予定どおり1月28日に役員候補者選出の選挙を行うことは、会員の理解を得ながら可能な限り民主的な方法で役員候補者選挙を実施するという趣旨からは望ましくないと判断し、再度役員会で審議した結果、1月28日開催予定の代議員予定者総会を中止し、電磁的方法等の可能性について改めて検討する必要がある、との結論に至りました。これを受けて12月15日付で理事長より代議員予定者に対し、「1月28日代議員予定総会の中止のお知らせ」を送付し、電磁的方法等を用いた役員候補者選出の検討に入ることをお伝えしました。
- ・その後、選挙の在り方に関する検討委員会、選挙管理委員会、システム検討委員会に対して、電磁的方法等による役員候補者選挙に向けての具体的方法についての検討を依頼し、多くの建設的な提言をいただきました。これを受けて、平成24年1月28日開催の第6回理事会において十分な時間をかけて慎重に審議した結果、下記のごとく今後の予定、役員候補者選出の方法を決定いたしました。なお、この決定に向けた議論の前提としては、今までの評議員会における役員選出と異なり、公益社団法人における代議員総会における役員選任では役員候補者は1人ずつ出席代議員の過半数からの信任を得る必要があること、並びに、5月30日の代議員総会終了後、2週間以内に新役員を登記する

ために名簿を提出する必要があること、などがあることを申し添えます。

- ・今回の方法については、あくまでも公益社団法人移行時における方法であり、次回（平成 26 年度）以降の役員候補者選出方法については、改めて検討を行う必要があると考えております。

## 記

### 新公益法人役員選任に関する 1 月 28 日の役員会における審議結果

#### ●基本的な考え方

代議員（公益社団法人移行前は代議員予定者）による新役員候補者に関する意向選挙を、電磁的方法により実施する。定数は理事 20 名、監事 3 名とする。投票は理事・監事ごとに、支持したい候補者に定数までの○をつける方法（○の数は、理事では 0 名～20 名までの任意の数、監事では 0～3 名の任意の数）で行う。その結果、理事については新理事に立候補した者のうち、意向選挙で得票の多かった順に 20 名を理事候補者として選出し、現役員会から代議員総会に提案する。そして代議員総会で、その 20 名の理事候補者に対して信任投票を行い、過半数を得た者を理事として選任する。監事候補 3 名についても、同様の方法で選任する。

#### ●日程（案）

2 月上旬に、代議員予定者含む会員に対し、役員選任に関しての情報等を報告する。

3 月 5 日（月）電磁的方法による意向選挙の公示。

3 月 26 日（月）立候補締め切り、直ちに立候補者リストを代議員に提示する。

4 月 2 日（月）電磁的方法による意向選挙の投票開始。

4 月 16 日（月）意向選挙の投票締め切り。選挙管理委員会による選出者の確定。

4 月 21 日（土）理事会で新役員候補者を、代議員総会に提案し決議することを承認する。

5 月 30 日（水）社員総会において、各新役員候補者について、一人ずつ信任投票を行い、過半数を得た者を役員として選任する。

## 新役員の選任に関する内規

### (目的)

第1条 本内規は、定款第24条に定める社員総会（平成24年度）における新役員選任に向けて、事前の新役員候補者の選出、理事会における新役員候補者の提案、社員総会における決議等についての方法を定めるものである。

### (意向選挙の実施)

第2条 新役員候補者は代議員（公益社団法人移行前は代議員予定者）による原則として電磁的方法を用いた投票での意向選挙により選出する。

2 意向選挙における新役員候補者の定数は、理事候補者20名、監事候補者3名とする。

### (意向選挙の選挙権及び被選挙権)

第3条 選挙権（投票可能な者）は、代議員に限る。

2 被選挙権（立候補可能な者）は、代議員に限る。

### (選挙管理委員会の設置)

第4条 意向選挙投票最終日の1ヶ月前までに選挙管理委員会を設置し、その管理下で役員候補者選出の作業を行う。

2 選挙管理委員会は5名で構成し、代議員の中から理事長が任命する。ただし、選挙管理委員は新役員候補者候補にはなれない。

### (新役員候補者選出の通知)

第5条 意向選挙投票最終日の1ヵ月前までに、理事長は全代議員に対し、新役員候補者選出について通知する。通知文は別に定める。

### (推薦)

第6条 意向選挙の立候補者に対する推薦は、文書で意向選挙投票最終日の3週間前まで受け付けるものとする。

2 推薦書には被推薦者（立候補者）の承諾書、立候補所信表明書を添付するものとする。

3 意向選挙の立候補者に対する推薦にあたっては、代議員1名の推薦とその理由、被推薦人（立候補する者）の承諾及び立候補所信表明書を必要とする。これらを所定の用紙（推薦書・承諾書・立候補所信表明書）に記載し、各自署名捺印のうえ理事長宛に提出する。所定の用紙は別に定める。

### (立候補者の通知)

第7条 選挙管理委員会は、意向選挙投票最終日の2週間前までに立候補者の氏名、所信及び推薦者名を全代議員に通知する。

(電磁的方法による投票)

第8条 投票は、原則として学会ホームページを通じて電磁的方法により行う。

- 2 投票は、新理事候補者・新監事候補者ごとに行い、有権者は支持したい立候補者に対して、第2条2項に定めた定数までの任意の数の立候補者にマークを付す方法で実施する。その詳細は別に定める。
- 3 投票の結果、得票の多い順に第2条2項で定めた選挙定数までの者を新役員候補者として選出する。
- 4 新理事候補者・新監事候補者について、立候補者が定数以内の場合にはその意向選挙は行わず、立候補者全員が新役員候補として選出される。
- 5 新役員候補者定数の最下位において得票数が同数の立候補者が複数名いる場合は、選挙管理委員会は別途に定める方法にて選出者を決定する。
- 6 新役員候補者の選出は新理事候補者と新監事候補者に分けて行い、その両方の候補者にはなれない。

(書面投票)

第9条 選挙管理委員会は電磁的方法による投票が困難な有権者に対し、必要に応じて書面による投票方法を用意する。

- 2 書面投票は郵送にて行う。その他は第8条に準じる。
- 3 書面による投票を行う者は電磁的投票を行うことはできない。

(無効票)

第10条 次の投票はこれを無効とする。

- (1) 第8条、第9条の方法によらないもの
- (2) 代議員の本人以外の者による投票
- (3) その他不正行為による投票

(新役員候補者の選出)

第11条 投票終了後、選挙管理委員会は第8条、第9条に基づき速やかに新役員候補者を選出する。

- 2 選挙管理委員会は意向選挙の結果を速やかに理事長に報告し、立候補者に対して通知する。

(理事会での新役員候補者の提案)

第12条 理事長は代議員候補者の選出に関する議案を諮るため、代議員総会の2週間前までに理事会を開催する。

- 2 理事会は、意向選挙の結果を基に、新理事候補者および新監事候補者を決定して、代議員総会に提案し決議することを承認する。

(代議員総会における役員選任)

第13条 代議員総会においては、各新役員候補者について一人ずつ信任投票

- を行う。
- 2 選挙管理委員会は信任投票を管理しその作業を行う。実施方法の詳細は別に定める。
  - 3 信任投票の方法は、新役員候補者一人ずつについて、各有権者（代議員）が信任する者に対してマークを付す方法で行う。
  - 4 代議員総会は信任投票の結果、投票者数の過半数の信任を得た者を役員として選任する。

（新理事会の開催と理事長等の選出）

第14条 代議員総会で選出された新役員により直ちに新理事会を開催する。

- 2 新理事会において新理事長、副理事長を選任する。

（内規の改廃）

第15条 本内規の改廃は、理事会の議を経て承認する。

附 則

本内規は、平成24年2月9日より施行する。

ただし、平成26年度に実施する代議員総会における役員選任の方法については、別に内規を定める。また、本内規に掲げる日程は、別に定める日程で実施することができる。

## 新しい年を迎えて



社団法人日本リハビリテーション医学会 理事長 里宇 明元

新年を迎えるにあたり、改めて東日本大震災により尊い命を失われた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、多くの大切なものを一瞬にして失い、今なお、大きな不安を抱えながら、厳しく、不自由な生活を強いられている被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

2011年は国民ひとりひとりが改めて命の尊さ、家族・友人・地域の人々との絆の大切さ、普段は意識することがなかった見慣れた景色の愛おしさ、そして何よりも、普通に、安心して暮らせることのおかげがえのなさを実感した年だったように思います。また、大変な困難な中であっても、お互いに助け合い、励まし合い、共に手を携え、前を向いて歩んでいかれる被災者の方々の姿に、大いに勇気づけられ、奮い立たされた年でもありました。

日本リハビリテーション医学会では、震災発生当初から対策本部を立ち上げ、情報収集とともに支援活動に取り組み、自らも被災者である被災地会員による精力的な活動を始め、日本せきずい基金との連携による在宅重度障害者の巡回、東日本大震災リハビリテーション支援関連10団体としての石巻、気仙沼、猪苗代の避難所における活動、国際リハビリテーション医学会 (ISPRM) 災害リハビリテーション支援シンポジウムおよび災害支援委員会での活動などを行ってまいりました。

一方では、事前の「備え」がほとんどないまま、手探りでの対応を余儀なくされ、改めて危機管理体制の整備、平時からのトレーニング、情報マネジメント、関連団体・行政との連携、災害リハビリテーションに対応できる人材の育成、災害対応マニュアルの作成、災害時における専従の事務局機能の必要性など、多くの課題が浮き彫りになりました。今回の経験を踏まえ、関係団体と連携を図りながら、学会としての大規模災害対応体制の整備・再構築に努めているところです。

避難所が閉じられたあとも、仮設住宅に移られた多くの被災者が、厳しい寒さの中で不自由な生活を送っておられます。一日も早く、被災者の方々の生活が安心と安らぎに包まれたものとなりますように心から願っております。学会としては、被災地の復興に向け、今後も長期的視野に立った支援活動を展開していく予定です。

2008年12月に公益法人制度改革3法が施行されたことを受け、これまでワーキンググループを中心に情報収集と分析、定款改定案の作成等を進めるとともに、役員会での議論を重ねてまいりました。その結果、2010年9月の役員会で本医学会のきわめて公益的な役割に鑑み、公益社団法人への移行を進めることが決定されました。その後、同年11月開催の臨時評議員会での審議を経て、2011年6月の総会で公益社団法人への移行申請をすることが承認されま

した。定款の改定には「会員の4分の3以上の承認が必要」という極めて高いハードルがありましたが、会員各位の多大なるご協力により見事クリアすることができましたことを改めて御礼申し上げます。2011年10月には内閣府に移行申請を済ませ、現在、審査を受けているところです。順調に進めば2012年の早い時期に認定されるものと思われ、認定が認められた暁には公益性の高い法人として、これまで以上に社会に対する貢献を果たして行く必要があります。

本医学会は、1963年に「リハビリテーションに関する医学の進展と知識の普及を図り、学術文化の発展に寄与すること」を目的として設立され、これまでリハビリテーション医学・医療を日本の社会に根付かせ、その進歩を牽引するうえで重要な役割を果たしてまいりました。来る2013年には設立50周年の大きな節目を迎え、「歴史を振り返り、未来を拓く」を合い言葉に、会員が一丸となって広く社会に向けてさまざまな事業を展開しながら、次の50年に備えることを構想しております。そのため、2011年から2015年までの5年間に事業期間として、以下の7つを目的に記念事業を実施することが計画されています。1) 歴史を振り返り、未来を拓く。2) 超高齢社会への対応を先導する。3) 学会のアクティビティを飛躍的に高める。4) 啓発・普及活動を強力に推進する。5) 国際化を推進し、国際学会(ISPRM, AOSPRM)の招致を実現する。6) リハビリテーション関連団体との連携を深める。7) 復興支援に取り組む。

記念事業の実施にあたっては、十分な透明性を担保しながら広く企業等の共催・協賛を募っていくことが役員会で決定され、すでに多くの企業から積極的な協力の申し出が寄せられています。具体的な協力の内容および規模については、個別事業の企画案をもとに各社と詰めていくことになります。

すでに記念事業は始まっており、2011年度には、キャッチフレーズ/ロゴマークの募集、リハニュース座談会企画、宇宙航空研究開発機構(JAXA)、日本整形外科学会、日本体力医学会との共同企画(宇宙飛行士との交信イベント、健康増進パンフレットの作成)、プエルトリコでのISPRMにおける主要メンバーへの働きかけ、第48回学術集会におけるカウントダウン企画、市民公開講座における50周年特別企画、リハビリテーション関連団体共通のデータマネジメントシステムの構築に向けての準備などが実施されました。

2012年度にはリハビリテーション医学白書の出版、リハビリテーションを考える日の開催(9月29日の学会創設日を予定)、学術集会および専門医学術集会におけるカウントダウン企画、市民公開講座、一般医家研修会など、多くの企画が計画されています。

さらに、各種委員会、専門医会、各地方会等からも多くの魅力的なアイデアが寄せられており、今後、記念事業実行委員会で事業全体の整合性、予算との兼ね合いなどを検討しながら、具体化を進めていく予定です。会員の皆様におかれましても、是非、記念事業に積極的に関わり、学会のさらなる発展に力をお貸しくださいますよう、お願い申し上げます。

以上述べましたことに加え、本医学会は専門医制度の抜本改革に対する対応、大学講座設置に向けての働きかけの強化、社会保障制度改革への対応など、多くの重要課題を抱えています。本年度の学術集会時における代議員総会を経てスタートする予定の新しい役員・代議員体制のもとで、会員の総力を結集して、学会運営が円滑かつ一層発展的に行われることを切に願っております。

新たな年を迎え、会員の皆様のご健康とご活躍を祈念しますとともに、本年も学会活動への一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 平成24年度事業方針案(役員会で最終検討中)平成24年2月14日現在

No.	大項目	中項目
1	学術活動の推進	1) 年次学術集会を開催する。
		2) 地方会学術集会を開催する。
		3) 専門医会学術集会を開催する。
		4) 学会誌を刊行する。
2	専門医・認定臨床医 制度の充実と発展	1) リハビリテーション医育成アクションプランを加速する。
		2) 専門医制度改革に対応する。
		・関係組織の改編(認定委員会、試験問題委員会→専門医制度委員会、施設認定委員会、資格認定委員会、試験委員会の新設) ・専門医・認定臨床医制度の見直し
3	リハビリテーション 医学教育の充実	1) リハビリテーション医学講座の設置を働きかける。
		2) 卒前教育を充実させる。
		3) 初期臨床研修における教育を充実させる。
		4) 専門医・認定臨床医育成のための教育を充実させる。
		5) 医師生涯学習における教育を充実させる。
		6) 一般医家に対するリハビリテーションプライマリケア教育を充実させる。
4	調査・研究事業の 推進	1) 診療ガイドラインを策定する。
		2) データマネジメントシステムを関係団体と協力して整備する。
		3) 競争的研究資金に応募し、多施設共同研究を企画・推進する。
5	社会保障制度改革 への対応と提言	1) 関連団体との連携と情報交換を強化する。
		2) 2012年診療報酬・介護報酬改定後の検証を行う。
		3) 2014年診療報酬改定に向けた提言を行う。
		4) 制度体系について、中長期的展望に立った提言を行う。
6	社会への貢献	1) リハビリテーション医療の充実・普及を図る。
		2) 障害者の社会参加を促進する。
		3) 市民啓発事業を実施する。
		4) 脳卒中对策基本法の成立に向けた活動を継続する。
		5) 東日本大震災後の復興支援に貢献する。
7	国際化の推進	1) 各国研究者間の交流を促進する。
		2) アジア地域との連携と交流を促進する。
		3) 国際学会への対応を強化する。
		4) 国際学会を招致する。
8	学会組織の見直し と充実	1) 公益社団法人としての体制を整備・強化する。
		2) 地方会機能を強化する。
		3) 学会の危機管理体制を整備する(危機管理委員会の新設)。
		4) 会員ネットワークシステムの一層の充実を図る。
		6) 広報活動の一層の充実を図る。
		9